

栃木市自主防災組織 設立の手引き



栃木市総合政策部危機管理課

自主防災組織の設立

自主防災組織を結成するためには、地域住民の参加は強制的なものではなく、自発的に参加することはもちろんであり、無理せず継続的に参加できることが重要です。

まずは、ひとりでも多くの住民が防災への関心を持てるよう「地域で、ともに安心・安全な暮らしを守る意識」の啓発に努め、市町村や消防機関等と協力しながら活動への関心を持ってもらうための情報の提供を行い、参加のきっかけづくりをしていく必要があります。

また、実際に自主防災組織を設置する場合には、様々な手法が考えられます。主な手法としては、自治会等の既にある団体をベースとする場合が一般的ですが、既存組織とは別に新たな組織として結成する手法もあります。

地域で自主防災組織を設立しようと思われましたら、栃木市危機管理課までご連絡くださるようお願いいたします。 【 危機管理課 TEL 21-2551 】

自主防災組織がなぜ必要なのか

栃木市では、大地震等が発生した場合、関係機関の協力を得ながら、全力をあげて防災活動を行いますが、

- 1 電話が不通となり、防災機関への通報が困難となる。
- 2 道路、橋の損壊、建物の倒壊、さらには路上に放置された自動車等により、道路交通は著しく阻害される。
- 3 同時に各地に多数の火災が発生するので、消防力が分散される。
- 4 水道管の破損や停電による断水、貯水槽の損壊等により、消火活動が十分に行えなくなる

などの悪条件が重なり、防災活動が著しく低下することが予想されます。

このような事態において、被害の防止または軽減を図るためには、災害に直面する住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要となります。

これらの防災活動を行うに当たり、各自がバラバラに行動するのでは効果はあまり期待できません。地域住民が組織的に行動することによってその効果が最大限に発揮できるものです。

そこで、自治会などを生かして「自主防災組織」を編成し、日ごろから大地震等の災害に備えて、防災訓練などを積み重ねておくことが大切です。

自主防災組織の作り方

1 自主防災組織の規模

地域住民が最も効果的に活動を行えるよう地域の实情により、その規模を決める必要がありますが、一般的には、次の規模が考えられます。

- (1) 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
- (2) 日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有する規模であること。具体的には自治会単位が適当です。

2 防災組織の編成

自主防災組織を作るには、次のような方法が考えられます。

- (1) 自治会等に自警団などの自主防災組織に類似した組織がある場合は、その組織の活動の充実、強化を図り、防災活動体制を整備します。
- (2) 自治会等に自主防災組織に類似した組織がない場合は、規約などを改正して自主防災組織を設け、自治会活動の一環として防災活動体制を整備します。
- (3) 自主防災組織の会長は、自治会長と兼ねることができます。なお、自主防災組織の会長は任務の性格上できる限り長期間会長をしていただくために、自治会長とは別の方が務める場合もあります。

※自主防災組織の活動は、住民の自主的な活動であり、それが活発に行われるか否かは、リーダー(役員)の資質に負うことが多く、リーダーの役割が重要です。

自主防災組織の活動

自主防災組織の活動には、平常時及び災害時の活動があります。

平常時の活動の成果が、万が一の災害発生時に生かされますので、日ごろから地域のみなさんで、役割分担や防災資材、地域内の避難行動要支援者などの情報確認などを行ったり、各種訓練を実施しておくことが大切です。

「平常時の活動」

① 地域住民への防災意識の普及活動

防災対策は、まず住民一人ひとりが防災に関心を持ち、備えをすることが重要です。

② 防災巡視・防災点検

防災の基本は、自分の住むまちをよく知ることです。地域内の危険箇所や防災上の問題点をみなさんで協議し、改善する必要がある場合は、対策等により解決をするとともに、防災マップの作成を行います。

③ 防災用資機材の整備

地域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておき、日ごろから点検や使用方法の確認をしておきます。

「災害時の活動」

災害時には、左の「平常時の活動」において、みなさんが学んだ情報を有効に活用するとともに、実施訓練に基づいた行動をとることとなります。

しかしながら、災害の中でも、特に、地震など予期せぬ災害の場合には、冷静な対応を取るのには困難とされますが、防災に対する知識や日ごろからの心がけ次第で、この度合いは大きく異なってきます。

① 情報収集・伝達活動(連絡及び通報)

公的防災機関(市・消防署等)と連絡を取り合い、災害の正しい情報を住民に伝達します。また、地域の被害状況や火災の発生状況を取りまとめます。

② 救出・救助活動

けが人や倒壊した家屋の下敷きになった人々を、みんなで救出・救助活動します。危険を伴うので二次災害に十分に注意しなければなりません。

④ 防災訓練実施と訓練結果の不備改善

情報収集伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救急救助訓練などを地域のみなさんで取り組み、訓練の結果に不備事項があるときは改善を図ります。

③ 初期消火活動

出火防止のための活動や、初期消火活動を実施します。(初期消火は、天井に燃え移るまでが限界。)ただし、火事の延焼拡大を防ぐのが目的で、消防署や消防団が到着するまでとします。

⑤ 地域コミュニケーションの確保

地域コミュニケーションの充実を図り、一人暮らしの高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児など災害時に支援が必要な方を把握します。

④ 医療救助活動

負傷者には応急手当を行い、救護所に運びます。災害が大きいほどけが人が多く発生し、また医師による治療が受けられない状況になります。



⑤ 避難誘導

住民(自力で避難することが困難な方を優先)を避難場所などの安全な場所に誘導します。避難経路は、災害の状況により変化するので、公的防災機関と連絡を取り合い、正確な情報に基づき、安全に留意しながら誘導します。

⑥ 給食・給水活動

食料や水、応急物資などを配分します。必要に応じて、炊き出しなどの給食・給水活動を実施します。

自主防災組織設立補助金交付制度

自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資機材の整備に要する経費等に対して補助金が交付されます。(20万円 1回限り)